

新制度における自由民主党「総裁選挙」について (党員拡大に向けて)

平成 28 年 12 月

1 党の方針と県内の対応

自民党では、「120 万人党員獲得運動」に取り組み中であり、党勢拡大による安定した党運営と各級選挙において勝利できる強靱な組織を構築することとしている。

さらに、合区で県出身の国会議員が減る中、地方の声を確実に国政に反映するためにも、県内でさらなる党員拡大が急務となっている。

2 次期総裁選挙への対応

石破茂会長を将来の自由民主党総裁として見据えた県内の対応策として、県内党員数の拡充、地方組織の強化が極めて重要となっている。

～総裁選公選規定のポイント（平成 26 年 1 月最終改正）～ (アンダーライン部分が変更点)

(1) 投票

総裁選の得票数は、国会議員票と党員票の合計で、1 立候補が過半数を獲得することが必要。

○国会議員票

- ・ 1 人 1 票 (412 票)

(衆議院議員 291 名、参議院議員 123 名の計 412 名) H28.10.26 現在

○党員票(※)

- ・ 国会議員数と同数 (412 票)

- ・ 全国集計に応じ、ドント方式で候補者に配分

(2) 決選投票

投票で過半数を得た候補がない場合、上位 2 名による決選投票

- 各都道府県 1 票 (47 票) + 国会議員 1 票 (412 票)

※自民党総裁公選規程により、選挙人は、前 2 年の党費を納入した党員

参考《旧制度》

※党員票の数は 300 票。これを都道府県 (定数 3)、党員数で配分

～鳥取県 5 票(県割 3、党員数 2) : 都道府県 141 票、党員 159 票

※決選投票は、国会議員のみ投票 (地方票なし)